

クリスプロジェクト

指定介護予防居宅療養管理指導事業者
指定居宅療養管理指導事業者

運営規定

(事業の目的)

第1条

1. ダイリン薬局（指定居宅サービス事業者）が行う指定介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等の指示に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、病院通薬局の薬剤師が薬学的管理指導計画を作成し、適正な指定介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他のサービス事業者その他の保険、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・ 保険薬局であること
 - ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・ 麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・ 利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・ 指定介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導サービスの提供に必要な設備及び備品を備えていること。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称

- ・ ダイリン薬局

2. 所在地

- ・ 高知県高知市薊野北町2丁目10番1号

(従業者の職種、員数)

第4条

2. 従業者について

- ・ 指定介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導に従事する薬剤師を配置する。
- ・ 従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
- ・ 従事する薬剤師の数は、指定介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

3. 管理者について

- ・ 常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、病院通薬局の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第5条

1. 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師および歯科医師の指示に基づき薬学的管理指導計画を作成し、訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し、適切な対応を図るなど居宅における日常生活の自立に資するよう適切に行う。
2. 訪問等により、行った指定介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導の内容は、速やかに記録を作成するとともに処方医および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者等に報告する。

(営業日および営業時間)

第6条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。
但し、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。
2. 通常、月曜日から金曜日の午前9:00～午後6:00
土・祝日(輪番制)午前8:30～午後5:30とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先を配布する。

(通常事業の実施地域)

第7条

1. 通常の実施地域は、安芸市・南国市・高知市・いの町・日高村 の法定内区域とする。
なお、様々な事情により通常実施地域以外も該当可とする場合あり。

(指定予防介護居宅療養管理指導・居宅療養管理指導の内容)

第8条

1. 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導の主な内容は、次の通りとする。
 - ・ 処方医からの診療情報に基づき薬学的管理指導計画の作成・管理
 - ・ 処方せんによる調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)
 - ・ 薬剤服用歴及び訪問薬剤管理指導記録簿の作成・記録・管理
 - ・ 薬剤師等の居宅への配送

- ・ 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- ・ 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- ・ 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- ・ 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- ・ ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- ・ 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- ・ 麻薬製剤の選択および疼痛管理とのその評価
- ・ 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足の確認、指導
- ・ 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- ・ 住宅医療機器、用具、材料等の供給
- ・ 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- ・ その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

（記録の整備）

第9条 利用者に対する指定居宅療養支援の提供に関し、前条第1項に掲げる内容について、記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

（利用料その他の費用の額）

第10条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、指定介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文章で説明し、同意を得ることとする。
3. 利用料として、利用者より 在宅の場合 518 円 居住系施設入所者の場合 1 回 379 円、月 4 回まで（麻薬使用の場合 100 円を加算）の利用者負担を徴収する。但し、前回請求日との間には最低 6 日間の間隔を要することとする。
ただし、別に厚生大臣が定める者にあつては、週 2 回、月に 8 回まで実施することがある。
4. 指定居宅療養管理指導等の提供に要する交通費は、その実費を徴収しない。
5. 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者、又はその家族に対して事前に文書で説明し、同意する旨の署名（記名押印）を受けることとする。

（市町村への通知）

第11条

- 1 サービスを提供している利用者が、正当な理由なく指定居宅療養管理指導の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるときは、その旨を市町村に通知する。
- 2 サービスを提供している利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、その旨を市町村に通知する。

(苦情処理等)

第12条

- 1 自ら提供した指定居宅介護支援又は指定居宅サービス等において、利用者及びその家族からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。
- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。
- 5 指定居宅サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うとともに、国民健康保険団体連合会から法第176条第1項第3号の規定による指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。
- 6 国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、速やかに前項の改善内容を報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条

- 1 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市や利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第14条

1. 病院通薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

令和7月2月1日 改訂

作成者 吉永光伸 承認者 橋田圭市 橋田圭矢